

令和 2 年度 第 3 回堺市議会災害対策会議

開催日時	令和 2 年 5 月 8 日 (金) 10:30~11:24
開催場所	堺市議会第 1・第 2 委員会室
出席議員	[座長] 三宅達也議長、[副座長] 大林健二副議長 西村昭三議会運営委員長、木畑匡議会運営副委員長 的場慎一議員 (大阪維新の会堺市議会議員団) 吉川敏文議員 (公明党堺市議団) 池尻秀樹議員 (自由民主党・市民クラブ) 吉川守議員 (堺創志会) 石本京子議員 (日本共産党堺市議会議員団) ※途中まで石谷泰子議員が代理出席 長谷川俊英議員
事務局職員	橘議会事務局長、矢幡議会事務局次長 辻総務課長、古下総務課長補佐 近藤議事課長、川中議事課長補佐、戸井議事課主幹 仲村調査法制課長、中西調査法制課主査
案件 及び意見	別紙のとおり

1. 緊急事態宣言延長に対する市当局の対応及び現状報告について

[当局から報告]

①健康福祉局長【資料1】

- ・本市の新型コロナウイルス感染症患者の状況等について

②危機管理監【資料1】

- ・国・大阪府の対応を踏まえた今後の本市の取り組みについて
 - ・外出自粛、イベントの開催自粛、施設の使用制限についての本市の対応
 - ・公園利用の利用方法について
 - ・感染防止の啓発について
- ・新型コロナウイルス感染症対策中における避難所の対応について

③教育次長【資料1、資料2】

- ・堺市立学校園の臨時休業措置期間の延長について
- ・授業時数の確保について
- ・臨時休業措置期間の延長に伴う子どもの受け入れについて

④教育監【資料2】

- ・臨時休業期間中の家庭学習支援について
- ・臨時休業期間中の児童生徒等の心と体のケアについて
- ・分散登校について

各会派等より出された主な質問（要望）及び当局の回答

Q. PCR検査の実施要件が緩和され、今後は検査の増加が考えられるが、現状で対応は可能であるのか。また、一般の医院でも検査できると聞いているが、実態は掌握できているのか。

A. 堺市ではこれまでも柔軟な対応をしており、検査してほしいと言われた場合は、医師の判断で実施しているという実績があるため、それほど急激にPCR検査の希望者が増えるとは考えていない。(健康福祉局長)

開業医等でのPCR検査については、感染リスクや防護服等の装備の問題もあり、全ての開業医で行える状況ではないが、協力してもらえる医療機関には対応してもらっている。(健康医療推進課長)

Q. 先般、大阪府知事から示された大阪モデルの指標に基づく数値について、本市の状況はどうか、算出及び広報することは可能か。

A. 例えば、重症者の受け入れ態勢については、堺市内では重症者を受け入れる病院は現在のところないため算出できないが、陽性率などは算出可能であるため、現在検討しており、近日中に出す予定である。(健康福祉局長)

Q. 市対策本部会議の内容について、議員への報告は当初は頻繁かつ迅速に対応されていたが、最近では市長記者会見で知るなど、報告が遅くなっているが、それはなぜか。

A. 前回の会議でも指摘があったため、できるだけ迅速に報告したいと考えている。ただ、連携し

ているものの、大阪府の会議の開催についてなかなか事前に把握できず、急に開催されることもある。府の状況を踏まえて本市でも判断するため、府の会議後に市対策本部会議の資料を作成しており、会議直前にしかでき上がらないような状況である。申し訳ない。(危機管理監)

- Q. 学校の夏季休業期間の短縮と土曜授業等について、できるだけ早くスケジュールを出してほしい。また、授業動画については、この状況においては非常に大事なコンテンツであるため、これまでよりも力を入れて、良いものを子どもたちに届けていただきたい。(要望)
- Q. いつ発生するかわからない東南海地震などに備えて、新型コロナウイルス感染症対応時における避難所の対応について十分取り組んでほしい。また、避難所開設のシミュレーションについて、津波対策も取り入れていただきたい。(要望)
- Q. 分散登校について早く決定して保護者に周知していただきたい。また、授業動画の配信について、視聴したのか、視聴してどうだったのかなどについて丁寧に追いかける必要があるが、どのようにしていくのか。
- A. 登校日の設定については、堺市の子どもや学校の状況、体制等を総合的に踏まえ、できるだけ早く決定して示していきたい。ケーブルテレビの活用や動画の感想については、登校日や家庭訪問の状況を確認しながら検討していきたい。(教育監)
- Q. 大阪府からの情報を受けて堺市は対応を検討していくと思うが、府の本部会議等に市の職員を派遣しているか。
- A. 府の本部会議には必ず職員を派遣している。(危機管理監)
- Q. 家庭訪問をする先生方の健康チェックを十分に行っていただきたい。また、子ども相談所を含めて各課との連携を行い、子どもの状況を十分把握して共有していただきたい。(要望)
- Q. 堺市内において、マスクや防護服などの医療用具は充足しているのか。
- A. 市場からの安定供給にはなっていないが、入院対応をしている病院については、大阪府を通じて国から適宜支給されている。(健康医療推進課長)
- Q. 市独自で市中のものを購入することは考えていないのか。
- A. ホームページで寄付を募っている。また、市独自での購入も順次進めている。(健康医療推進課長)
- 堺市内の大手の物販店にも問い合わせたが、なかなか品物が入ってこず、市への提供は難しいとの返答があった。(危機管理監)
- Q. 民間の医療機関でマスクが不足し困っているが、一方で在庫があるという情報もある。そういった情報について、ホームページ上でマッチングを行ってはどうか。
- A. 検討したい。(健康福祉局長)
- Q. 雨合羽を集めて医療用に使うという話もあるが、堺市はどうか。
- A. 防護服が供給できており、堺市として雨合羽を募集することはしていない。(健康福祉局長)
- Q. 学校の担任の先生は登校日まで発表しないのか。
- A. 各学校で対応が異なっていたため、家庭訪問の件も含めて、学校から各家庭に連絡するよう周知した。(教育監)

2. 5月定例会における新型コロナウイルス感染症への対応について

[三宅座長より報告・説明]【資料3・4】

- ・まもなく5月定例会が始まるが、BCP会議が設置されている間は、当会議において本会議・委員会の開催準備等の調整を含め、議会の機能回復に向けた対応協議を行うこととなる。
- ・基本的に2月定例会で行った運営方法等により、5月定例会においても対応してはどうかと考えている。5月定例会における新型コロナウイルス感染症への対応については、以下【資料4】を参照。
- ・2月定例会における対応から変更・追加する点は以下の通り。
 - 5月は役選期間中となるため、通常は全議員待機となるが、「2. ①」に記載のとおり、全議員待機はかけない扱いとし、待機する議員は必要最小限にとどめ、各会派内において調整する。
 - 「2. ③」のとおり、会議中も常時、議場・議会運営委員会室の換気を行うが、役員選出において、指名推選でなく「投票」による選挙となった場合は、会議規則の規定により、議場（1階）、及び議会運営委員会室の閉鎖が必要となり、その際は扉を閉め、施錠することとなる。
※指名推選とならない場合、投票を行う役員
議場：議長、副議長、関西広域連合議会議員、大阪府都市競艇企業団議会議員
議運室：議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長の互選
 - 議場の議席について、役選期間中は数多くの採決や選挙を行うため、着席する議席の変更や、出席議員の抑制等を行うことは非常に困難であることから、通常どおりの議席に着席することとする。
 - 各議員においては、議場への入場の際は手の消毒を行い、必ずマスクを着用する。また、演壇での挨拶等の際もマスク着用の上でお願いします。なお、演壇使用後はその都度、消毒する。
 - 「3」の5月28日以降の本会議・委員会の運営について、5月31日まで緊急事態宣言の期間が延長されたため、もうしばらく状況を鑑みることが必要と考えることから、5月20日の正副議長選出後から5月26日の議会運営委員会までの間に、改めてBCP会議を開催して、運営を協議してはどうかと考えている。

[協議結果]

- ・座長案のとおり合意した。
- ・合意した内容は、改めて5月14日の議会運営委員会で確認する扱い。
- ・各会派においては、現議会運営委員へ合意した内容を連絡する。

3. その他

①堺市議会災害対策（BCP）会議の設置期間について

[三宅座長より説明・報告]

- ・BCP会議の設置期間について、計画では、「対象災害発生から概ね1か月以内とする。なお、通常対応移行への可否の判断は議長が行い、場合により期間を延長する。」としている。また、「通常体制にもどった後の復旧・復興に向けた議会の対応や市災害対策本部等との連携のあり方につい

ては、議長が決定する。」としている。

- ・ 当会議は4月6日に設置され、概ね1か月が経過したが、国の緊急事態宣言の期間が5月31日まで延長されたこと、それに伴い大阪府の緊急事態措置が5月31日まで継続することとなったため、大阪府の対応に変更がなければ、当会議は5月31日まで設置することとする。

②次回会議の開催について

[三宅座長より説明・報告]

- ・ 次回の会議については、5月15日に大阪府の緊急事態措置について府独自の基準に基づく自粛要請・解除の基本的な考え方『大阪モデル』を踏まえ段階的解除を判断されるため、5月20日までに、必要に応じて議長または副議長から招集する。なお、5月20日以降は、新議長から招集する扱い。